

移動等円滑化取組計画書

令和6年6月30日

住 所 広島市安佐南区長楽寺 2-12-1

事業者名 広島高速交通株式会社

代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役社長
政氏 昭夫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項</p> <p>バリアフリー法に基づく段差解消について、全駅で段差解消済みである（移動円滑化された経路となっている）。また、トイレのバリアフリー化（平成18年施行）は完了している。移動円滑化基準に適合させるため、トイレのオストメイト設備の設置を行っていく。（2021年度から4ヵ年計画）また、老朽化した車両については、車両更新を行う際にバリアフリー化（次駅案内表示装置の設置やドア開閉動作開始ランプ及び呼び鈴など）した車両への更新を順次行う。（2019年度から）</p> <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項</p> <p>①無人駅において、事前連絡又は、駅に設けたインターホンから乗降補助の連絡があれば、近隣の主要な駅などから係員が対応する仕組みを導入する。</p> <p>②導入にあたり、事前連絡するための連絡先及び駅のインターホンについて、ウェブサイトや駅で広報することにより、取組みの周知を行う。</p> <p>③また、仕組みの導入に伴い、乗降補助の連絡を受けた際に係員に対応できる研修を実施する。</p>
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両の更新	バリアフリー化(次駅案内表示装置の設置やドア開閉動作開始ランプ及び呼び鈴など)へ対応した新型車両を2024年度までに24編成更新する。(2020年度～)

オストメイト設備 設置	長楽寺駅、伴駅、大原駅、伴中央駅、大塚駅、広域公園前駅
----------------	-----------------------------

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
設備の維持管理	各駅員がスロープ板に異常がないか、定期的に点検を行う。 (毎年度継続実施)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供	無人駅において、事前連絡又は、駅に設けたインターホンから乗降補助の連絡があれば、近隣の主要な駅などから係員が対応する。(毎年度継続実施)
長期間に及ぶエレベータ更新工事 中の旅客対応	エレベータ更新工事に伴い長期間使用できない場合、工事駅、隣接駅には係員、警備員を配置し、旅客対応を実施。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供	乗降補助サービスの利用に当たっての事前連絡や、駅内のインターホンを利用しての乗降補助サービスが利用できる事について、ウェブサイトや駅で広報し、周知する。
車両内案内表示器 の設置	新型車両の導入から、車内の乗降口上部に降車駅の乗換案内やバリアフリー情報（エレベータ位置など）の表示をする。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	採用時及び年間計画において接遇研修を実施する。 (駅マニュアル【交通弱者対策や交通弱者の施設整備】及び交通事業者向け接遇ガイドライン・研修モデルプログラム(国土交通省)に準拠した研修を行う。)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両内優先席の明示及びポスター掲示や放送等による広報	車両内の優先座席を明確に表示し、各種ポスター掲示や車内・駅構内放送を用いて、席の譲り合い等、一般利用者にも協力を呼び掛ける。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

職員のバリアフリーに対する理解度を図るべく講習を行うとともに、会社内の次年度以降の教育訓練等の検討材料とする。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	変更なし	

Ⅴ 計画書の公表方法

会社のホームページで公表する。

Ⅵ その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、当社の長期計画に組込むよう、今後検討をおこなう。
--

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。